

## 自殺未遂による傷病に係る保険給付の取扱いの周知・徹底を求める意見書

日本財団が2016年に実施した調査によると、自殺未遂者は自殺した人の20倍であると発表されています。また、コロナ禍での若年層の自殺者が増えている中で、未遂者の数も増えていると想像できます。

健康保険法第116条では「故意に給付事由を生じさせたときは、当該給付事由に係る給付は、行なわない」としており、原則的には自殺についてもこの規定が適用されます。

一方、平成22年5月21日付けの厚生労働省保険局保険課長発出の通達では「自殺未遂による傷病について、その傷病の発生が精神疾患等に起因するものと認められる場合は、故意に給付事由を生じさせたことに当たらず、保険給付の対象となる」となっています。

しかしながら、全国の医療現場では精神疾患等の通院歴などが無い場合は、家族等に10割の医療費負担を求められることもあります。

このことについては、国も幾度も取扱いについて通達等を発出していますが、医療現場での取扱いはまちまちで、命をとり止めた一方で、本人や家族には重い医療費負担が強いられています。

自殺に追い込まれている人は、既に通常の状態ではないと考えられるため、自殺未遂による傷病に係る保険給付について、医療現場に国の通達の趣旨を改めて周知・徹底するよう、国に対して強く求めます。

### 記

1. 自殺未遂による傷病に係る保険給付の取扱いについて、医療現場に国の通達の趣旨を改めて周知・徹底すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年9月27日

愛知県犬山市議会  
議長 三浦知里

提出先

内閣総理大臣  
厚生労働大臣  
衆議院議長  
参議院議長